

～ カンボジア ～

法務総合研究所国際協力部
(JICA カンボジア短期派遣専門家)
教官 三 澤 あずみ

※文中の機関名，肩書きは現在のものである。

1 経緯

カンボジアは，1970年代以降，長い抗争と混乱の歴史を有し，その中で司法制度や裁判制度も弱体化した。特に1975年から1979年まで続いたポル・ポト政権下では知識層が徹底的に虐殺され，法律家もその例外ではなく，生き延びた裁判官は数名に過ぎなかったといわれている。1991年，パリ和平協定が成立し，1993年には UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）管理の下で民主的総選挙が実施され，カンボジアはようやく平和と再建へと歩み始めた。選挙の結果，シアヌーク現国王の息子ラナリット氏が率いるフンシンペック党と旧政権を主体としたカンボジア人民党による連立政権が発足し，同年，カンボジア王国憲法が制定された。

この憲法は，立憲君主制，民主主義，市場経済を掲げ，統治機構に関しては三権分立制度が採用された。裁判官の不足を補うため，教師等が新たに裁判官に任命されたものの，彼らは十分な法学教育を受ける機会を持たないまま，裁判実務に携わらなければならない，しかも裁判官の判断の基礎となるべき法律が整備されなかったため，類似事例であるのに裁判官によって判断が大きく異なるなど裁判実務の混乱が生じ，司法制度が国民の信頼を得るには程遠い状況であった。

そこで，裁判官，検察官，弁護士，司法省職員等の能力向上を図るため，1996年から，JICA（国際協力機構）による支援の枠組で，カンボジア法曹を対象とする日本の法制度を紹介・研究するための国別特設研修が法務総合研究所によって実施されてきた。また，1998年には，カンボジア王国司法省の要請により，森嶋昭夫（財）地球環境戦略研究機関理事長を団長とする事前調査団を派遣してカンボジア政府に対する支援要望調査を行うなどして協議を重ね，その前後に四本健二名古屋経済大学助教授及び桜木和代弁護士らが JICA 短期専門家としてカンボジア司法事情を調査するなどし，カンボジア司法省をカウンターパートとして，民法及び民事訴訟法案の起草を支援することに合意した。

1999年3月，両草案の起草を中心とした法整備支援プロジェクトが JICA 重要政策中枢支援の一環として開始された。日本側は，支援方針を検討する機関として，上記森嶋氏を委員長とする国内支援委員会を創設し，その下に同氏を部会長とする民法作業部会，竹下守夫駿河台大学学長を部会長とする民事訴訟法部会の両作業部会を設置した。これら委員会及び作業部会には，民法学者及び民事訴訟法学者に加え，法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会からも委員やオブザーバーが派遣された。一方，カンボジア側は，裁判官を中心とする起草ワーキンググループを結成し，それに対応して JICA 短期専門家（山田洋一弁護士）又は長期専門家（今和泉学弁護士，その後，

安田佳子弁護士)が派遣されてワーキンググループの活動を指導し、日本側との橋渡し役を務めた。

また、カンボジアにおいては、1995年に弁護士法が制定されたが、弁護士の育成と教育は順調ではなく、弁護士の不足が深刻であった。そこで、2000年度からカンボジア王国弁護士会支援プロジェクトが開始され、矢吹公敏弁護士(日本弁護士会国際室長)を中心として、日弁連がカンボジア王国弁護士会をカウンターパートとし、弁護士教育と法的扶助制度の確立に向けた支援を開始した。

2 現状と問題点

カンボジアは、かつてフランス植民地であり、大陸法系の民法及び民事訴訟法が制定されていた時代があった。そのような経緯があるため、日本による法整備支援が開始される以前、フランス政府支援によるカンボジア相続法草案及び民事訴訟法草案が存在していた。しかしながら、これらの法案はフランスの法学者によってフランス語のみで起草され、しかもその内容がカンボジアの実情に合致しないなどの問題を抱えており、立法化の目処が立っていなかった。

このようなカンボジアの経験を踏まえ、日本による支援においては、カンボジアの実情を十分に踏まえつつ国際評価に堪え得る草案を目指すこと、日本側とカンボジア側とで双方向的な議論を尽くし、クメール語による草案を完成させることが目標とされた。

こうして4年以上にわたり、延べ120回を超える日本側作業部会、延べ30回以上の現地ワークショップにおける議論が行われた結果、カンボジア民法及び民事訴訟法のクメール語版及び日本語版が完成し、2003年に閣僚評議会(日本の内閣に相当する。)に提出された。

両草案は、日本法に類似しながらも、カンボジア独自の物権が規定されたり、口頭弁論期日の前に弁論準備手続期日が必要に指定されるなど、カンボジアの実情やこれまでの裁判実務を十分に踏まえたものであり、カンボジア政府から高く評価され、各ドナーの関心も高い。

しかしながら、両草案の立法化までには課題も残されている。その一つは、両草案と他の法律又は法案との矛盾や抵触である。カンボジアでは、省庁ごとに様々なドナーの支援を受けて法律案を起草しており、法体系の整合性が損なわれる危険が大きい。それを調整するプロセスが十分ではない。加えて、これまではドナーの間でも支援対象である法案間での調整がなされてこなかった。つまり、カンボジア政府及びドナーの双方に問題があったのである。したがって、今後は、カンボジア政府及び他ドナーと積極的に協議を行う必要があり、民法及び民訴法草案に関連する分野では、土地法や担保取引法草案、商事裁判所法草案等との間で十分な調整を図っていく必要がある。

また、カンボジアも他の発展途上国と同じく、法律が制定されたにもかかわらず、それが適正に適用・実施されないという問題を抱えており、その主要因は、裁判官を始めとする法曹が質、量ともに不足していることである。そこで、両草案の立法化をにらみ、今後は、両草案を適正に解釈・運用し得る裁判官等を育成する必要がある。

幸い、長期間にわたる両草案の起草作業を通じ、カンボジア側ワーキンググループのメンバーである裁判官数名は著しい進歩を遂げている。彼らは、両草案を深く理解しているだけでなく、両草案が立法化された暁には訴訟運営の手法や判決書をも改善したいとして、日本の要件事実論に興味を示し、それを含めて日本の訴訟実務に学びたいと希望している。これらの能力と意欲とを兼ね備えた人材をコアとして、今後は、更に優秀な法曹の人数を増加させなければならない。

そこで、2003年11月、裁判官及び検察官の養成を主たる目的とした王立司法官職養成校が開校し、55名の第1期研修生に対し、インターンシップを含む2年間の訓練プログラムが実施されている。しかしながら、常勤講師がおらず、現職の裁判官及び検察官が本業の合間に講義を行っており、カリキュラムや教材も整備されていないなどの課題を抱えている。

前述した日弁連が弁護士会支援プロジェクトにおいては、2002年7月、弁護士養成校が開校し、弁護士の卵である研修生に対し、1年間の研修プログラムが実施されているほか、併設されたリーガル・クリニックにおいて、研修生が弁護士の指導の下、法律相談に携わるという、教育と法的扶助を兼ねた意欲的な取組がなされている。同校では、財政的困難を抱えながらも、現在、第2期生約70名に対する研修が行われている。

3 今後の活動

2004年4月、JICAとカンボジア司法省との間で、カンボジア法整備支援フェーズ2に関する議定書が締結され、起草プロジェクトは文字どおり、両草案の立法化と施行に向けて新たな局面を迎えた。

前述のとおり、両草案は閣僚評議会に提出され、現在、その下に設置された法律家委員会（法案の文言・内容につき審査を行う機関）において、民訴法草案の審議が終了し、民法草案の審議が行われており、以後、省庁間協議を経て国会に提出され、審議が行われる予定である。

これら審議過程においては、司法省が所管官庁として両草案の立法趣旨等を説明しなければならない、そのためには司法省担当職員の両草案に対する理解を深化させるとともに、説明資料を充実させなければならない。そこで、日本側両作業部会とカンボジア側ワーキンググループの共同作業により逐条解説を起草中である。これは審議資料となるばかりでなく、将来、いわゆるコンメンタールとして広く用いられることが期待され、カンボジア側では、カンボジア法制度とクメール語に詳しい坂野一生长期専門家を中心に、週2回のペースで作業が進められている。

また、起草した民法及び民訴法が制定後に実質的に機能するためには、戸籍、公証人、供託、判決執行等の各種制度が整備される必要があるため、これに対する支援の第一歩として人事訴訟法案の起草作業が開始された。

さらに、民法及び民事訴訟法が適正に運用され、国民に信頼される民事裁判制度を確立するためには、裁判官、検察官及び弁護士等の人材育成が急務であり、起草プロジェクトにおいて現職裁判官等を対象とした両草案に関するセミナーを開催するほか、司法官職養成校における民事裁判教育を改善するための新プロジェクトの立ち上げが

検討されており，2004年前半，当職が短期専門家として，調査及びプロジェクト形成のため同養成校に派遣された。また，弁護士会支援プロジェクトも継続の見込みである。

カンボジアは，長期間にわたる内戦や紛争により，社会資源のほとんどが破壊され，ゼロから国家を再建しなければならない，いわゆるポスト・コンフリクト国家の典型であり，近隣のベトナムやラオスとは異なった問題を有している。このため，整備されるべき制度や社会基盤は多く，法制度においても同様である。

したがって，カンボジア法制度が整備されるまでには相当の時間を要するものであり，日本も一貫した方針に基づく息の長い支援が求められよう。